

氏名	片方信也 かたがたしんや
学位の種類	工学博士
学位記番号	論工博第1170号
学位授与の日付	昭和54年3月23日
学位授与の要件	学位規則第5条第2項該当
学位論文題目	大都市における居住環境整備計画に関する研究

(主査)
論文調査委員 教授 西川幸治 教授 巽和夫 教授 川上 貢

論文内容の要旨

本論文は、大都市における居住環境整備計画の都市計画的な位置づけと方法を明らかにすることを目的としている。論文の構成は第1部序論(第1～2章)、第2部近代都市計画における地域改良思潮の考察(第3～7章)、第3部現代における都市住民の居住生活状態とその分析(第8～11章)、第4部居住環境整備計画の方法論的考察(第12～15章)、第5部住民参加による居住環境整備事業例とその検討(第16～18章)、第6部結論(第19章)より成っている。

第1部では、本研究の課題と既往研究を整理し、居住環境整備計画の概念規定をおこない、研究の方法について検討し提起をおこなっている。第1章では、居住環境整備計画と都市計画の共通項をひとまず地域改良の思潮に求め、都市計画における居住環境整備計画の歴史的現段階を素描するとともに、とくに60年代後半以降の居住環境整備の諸論を系統づけて今後の発展方向を展望している。第2章では、近代都市計画の地域改良理念や制度と関連させて居住環境整備計画の概念を規定するとともに、①近代都市計画思潮の考察、②都市住民の居住生活状態の分析、③計画の方法論的考察の3つの点から研究方法論の提起をおこなっている。

第2部は、資本主義勃興期の都市計画を性格づけた地域改良の理念と実践をわが国の近代都市計画の成立過程にてらして分析、考察したものである。第3章では、分業の発達が生産問題を発生させその悪化のなかで生活の向上をねがう都市住民の諸要求を惹起し、いかに「地域改良」を必要としたかを考察した。そして第4章および5章は、近代都市計画成立以前にあらわれた社会、地域改良の具体例としてそれぞれ社会事業、社会政策および内務省の「地方改良運動」を考察している。第6章と第7章では、まず近代都市計画の立法過程を追跡して、地域改良の理念からわが国近代都市計画の性格づけをおこなった。

第3部は、居住環境整備計画が対象とする都市居住地域における現代都市住民の居住生活状態を分析、考察したものである。まず第8章では地域の形成過程を、土地利用と都市構造の視点から分析し、土地利用の変化が都市住民の居住生活状態にいかんにかんして作用しているかについて、具体的な地域を対象として考察している。第9章は、その結果を受けて都市住民の階層構成をみちびいたものである。この場合、住民の職種、

従業上の地位とともに住宅と職場の位置関係を階層区分に含めたことが新しい視点である。第10章では、このような階層区分による居住生活状態分析をもう一步すすめて、居住地の職・住の生活機能に結びつけて考察し、第11章では、各階層の住宅、地域の環境改善の諸要求をさまざまな調査方法によって分析した。

第4部は、居住環境整備の実例として、庄内南部地区整備計画をとりあげ、その計画作成から事業実施にいたる過程を住民の要求と計画への参加などについて解析し、あわせてこの計画方法の都市計画制度上の位置づけについて、考察したものである。第12章では、まず考察のための与条件を整理し、そのプロセスを5段階にわけて計画方法の性格づけをおこない、その結果、既存の都市計画的な方法にはみられない柔軟性に富んだ方式の展開があることを明らかにしている。第13章は、従来方式とはことなっており、居住環境整備計画に住民が参加するとき、専門家と、住民、行政がどのような機能と活動を相互に分担しあうべきかを考察している。第14章では、計画のプロセスの中で住民がこの計画方法に対してどのように対応したかを追跡調査によって分析し、第15章は、これらの解析でえた結果をもとに、居住環境整備計画の到達点について、計画の合意形成などの側面から方法論的に考察を加えたものである。

第5部は、居住環境整備事業における住民参加の例を具体的に検討したものである。区画整理、木造公営住宅たてかえ事業、居住者による居住環境改善についてそれぞれ1例ずつとりあげて検討した。第16章は、区画整理の例で、限定的な方式のもとで議会、行政、住民の働きにより要求充足の幅をひろげた点を評価している。第17章は、木造公営住宅のたてかえ事業の分析をおこなったもので、全体の敷地計画の推移とともにそこで採用された独特の住戸プランの評価をおこなっている。第18章は、居住者による居住環境改善の例を、計画の合意形成や土地政策の面から考察したものである。

第6部は、本研究の結論をのべたものである。第19章は、近代都市計画思潮の考察、都市住民の居住生活状態分析、計画の方法論的考察の3つのアプローチによる結果を要約するとともに、今後の研究課題の一端を示したものである。

論文審査の結果の要旨

本論文は、近年、大都市において緊急な課題となっている居住環境整備計画の都市計画的な位置づけとその実施の方法を明らかにしようとし、第一に居住環境整備計画の近代都市計画思潮にしめる位置づけ、第二に現在の都市住民の居住生活状態の分析、第三に居住環境整備計画の方法についての具体的な考察を示したもので、得られた主な成果は次のとおりである。

(1) 居住環境整備計画のもつ理念を究明するため、まず近代都市計画を歴史的に考察し、地域改良思想のもつ意義に注目した。産業社会の発達とともに深刻になった都市問題に対応するため、イギリスではフェビアン協会の地域改良の理念が生まれ、わが国ではその影響のもとに「都市社会政策」の考えが生まれた。近代都市計画の立法過程で、この「都市社会政策」を分離させたことを明らかにした。

(2) いっぽう、1919年に制定された都市計画法はその成立過程で当時農村地帯ですすめられていた内務省の「地域改良運動」が都市にも適用されるようになって、都市計画を都市の自治制度から論じる根拠を与え、いわゆる旧都市計画法の官治的制度をうみだし、都市計画が都市の行政改革に結びついていたことを明らかにした。

(3) 現在、都市で緊急な課題となっている居住環境整備計画は従来都市計画制度から分離されていた「都市社会政策」の思潮と共通する理念をもつことに注目し、その計画と事業の実施によって、しだいに都市計画制度のなかにその領域を確立しつつあることを確認した。

(4) ついで、その居住環境整備計画に参加した庄内南部地域を考察の対象として、調査結果を詳細に分析することによって都市構造・土地利用の変化が居住者の移動と階層分化をうながすことを明らかにし、公害や過密による環境悪化が新たな生活要求をひきおこしてくることを指摘した。

(5) 都市住民の居住生活状態を調査によって分析し、その悪化の状態は、居生活における職場と住居の位置関係、社会共同利用施設の状態、産業立地による土地利用の変化などによって規定されていることを明らかにした。そして、ここに現在の都市住民の居住生活の基盤のひろがりが見出されているとした。

(6) 居住環境整備計画の過程を各地の事業例について解析し、住民の要求を計画に反映し、事業の実施にあたって、住民、専門家行政の三者の対話、討論、協力による「協議会」を運営し、住民の参加とその要求の空間化をはかるべきことを強調した。

(7) 居住環境整備計画は従来の都市計画街路や高度利用地区の再開発、地区改良などの個別の事業目的に限定されることなく、たとえば防災緑道ネットワークの造成、過密・老朽街区の再開発、街区単位の修復保全などが必要であり、居住地の特性に応じて土地や社会的歴史的資源を居住者の生活改善のために総合的に活用することをめざした「地区修復」の手法を開拓し、推進すべきことを明示し、居住環境整備計画を土地の開発制度政策から全体の土地利用計画に位置づけ、公共事業の体系として確立することが今後の課題であるとした。

以上要するに本研究は、居住環境整備計画の方法と手法に基礎的考察を加え、有効な計画と運用の指針を導きだしたもので、学術上実際上寄与するところが少ない。

よって、本論文は工学博士の学位論文として価値あるものと認める。